

新座市建設工事等指名競争入札実施要領

(平成22年9月3日市長決裁)

目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 電子入札の場合の手続（第8条－第25条）

第3章 郵便入札の場合の手続（第26条－第38条）

第4章 雑則（第39条－第47条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、法令及び新座市契約規則（昭和50年新座市規則第15号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、市が発注する建設工事の請負、建設工事に係る調査、設計及び測量の業務委託並びに施設維持管理の業務委託に係る指名競争入札を公正かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（適用対象）

第2条 この要領は、次に掲げるものに係る指名競争入札に適用する。

- (1) 建設工事の請負
- (2) 建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託
- (3) 施設維持管理業務の委託

（入札の実施方法）

第3条 前条の指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）は、埼玉県電子入札共同システム（新座市電子入札運用基準（平成21年4月1日市長決裁）に規定する埼玉県電子入札共同システムをいう。）（以下「電子入札システム」という。）を利用する電子入札により行う。

2 前項の規定にかかわらず、指名競争入札を電子入札により行わない特別の理由があるときは、発注機関の長は、別に定めるところにより発注機関の長が設置する業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）の議を経て、第3章に定めるところにより郵便入札を行うものとする。

（指名）

第4条 発注機関の長は、指名競争入札に参加させる者を指名するときは、業者選定委員会に諮り、決定するものとする。

2 指名競争入札の参加者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の11において準用する施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 契約規則第30条において準用する契約規則第13条の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、市長が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
 - (4) 新座市建設工事等競争入札参加資格者名簿に、案件に対応する業種又は業務で掲載されている者であること。
 - (5) 新座市の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成21年4月9日市長決裁。以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止措置又は新座市の契約に係る暴力団排除措置要領（平成21年6月1日市長決裁。以下「暴力団排除措置要領」という。）に基づく入札参加除外措置を、当該工事又は委託業務の公告日から開札日までの間、受けていない者であること。
 - (6) 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は当該工事若しくは業務委託の入札日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者でないこと。
- 3 指名競争入札の参加対象者は、原則として、新座市と契約を締結する権限を有する者を置く本店又は支店を新座市内に有している者から選定するものとする。ただし、特殊工事、大規模工事、高度な技術を要する工事等については、この限りでない。

（指名の取消し）

第5条 前条の規定により指名競争入札に参加することとされた者（以下「入札参加者」という。）が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 施行令第167条の11第1項において準用する施行令第167条の4第1項の規定に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項の申出を受けたときは、その者の入札参加の指名を取り消すものとする。

第6条 入札参加者が、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する

者となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、その指名を取り消すものとする。

第7条 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、入札参加停止措置要領による入札参加停止措置又は暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けた場合は、その指名を取り消すものとする。

第2章 電子入札の場合の手続

(指名の通知)

第8条 入札参加者への指名の通知は、電子入札システムにより指名通知書を入札参加者に送付して行う。ただし、電子入札システムにより指名通知書を入札参加者に送付することができない場合は、書面の指名通知書を郵送して行うものとする。

2 入札に付する事項、入札日時、入札場所その他入札執行に関し必要な事項は、指名通知書のほか、電子入札システムに掲載するものとする。

(設計図書の配布)

第9条 入札参加者への設計書、設計図面、共通仕様書及び特記仕様書（以下「設計図書」という。）の配布は、原則として、入札参加者が電子入札システムから設計図書をダウンロードすることにより行うものとする。

2 入札参加者は、電子入札システムから設計図書をダウンロードすることができない場合は、電子媒体を契約事務担当課に持参することで、電子ファイルの交付を受けることができる。

(設計図書に対する質問等)

第10条 配布された設計図書に対する質問は、指名通知書（第5条第2項の規定により電子入札システムに掲載する事項を含む。以下この章において同じ。）に記載された期日までに、所定の様式を使用し、電子入札システムにより行うものとし、回答は、指名通知書に記載された期日に、電子入札システムにより行う。

(設計図書の公表)

第11条 設計図書は、指名の通知後速やかに、契約事務担当課において閲覧に供するものとする。

(現場説明)

第12条 現場説明会は、原則として行わないものとする。

(入札書等の提出)

第13条 入札参加者は、指名通知書に定めるところにより、入札書、市の指定する工事費等内訳書及び指名通知書において指定した書類（以下「入札書等」という。）を、指名通知書に定めた期間内に、電子入札システムにより提出し

なければならない。

- 2 入札書等は、電子入札システムのサーバーへの記録がされた時に本市に提出されたものとする。
- 3 入札参加者は、やむを得ない理由があるときは、書面により入札書等を提出することができる。この場合において、入札参加者は、入札書の提出期限の前日（閉庁日を除く。）までに、紙入札方式参加申請書を提出し、発注機関の長の承認を受けなければならない。
- 4 第8条第1項ただし書の規定により書面による指名の通知を受けた入札参加者は、書面により入札書等を提出しなければならない。この場合において、入札参加者は、入札書の提出期限の前日（閉庁日を除く。）までに、紙入札方式参加申請書を提出し、発注機関の長の承認を受けなければならない。

（書面による入札書等の提出の手続）

第14条 前条第3項又は第4項の規定により書面により入札書等を提出しようとするときは、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 指名通知書に定めた入札書等の提出期間内に、契約事務担当課に封かんした入札書等を直接持参する方法
- (2) 指名通知書に定めた入札書等の提出期間内に契約事務担当課に到達するように、封かんした入札書等を、書留又は簡易書留のいずれかの郵送方法で提出する方法

（入札保証金の納付等）

第15条 入札参加者は、契約規則に定めるところにより、入札保証金を納付し、又はこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、指名通知書に定めるところにより入札保証金を免除される者については、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により入札保証金を免除された者が落札者になった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

（入札書等の書換え等の禁止）

第16条 入札者は、提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（入札書等の管理）

第17条 契約事務担当課は、書面により受領した入札書等を、施錠できる保管場所において厳重に管理するものとする。

- 2 契約事務担当課担当者及び入札執行者は、開札前においては、いかなる理由があっても入札書等の封筒を開封してはならない。

（入札の辞退）

第18条 入札参加者は、入札書の提出前は、いつでも入札を辞退することができる。

2 前項に定めるところにより入札参加者が入札を辞退するときは、指名通知書に定めた入札書等の提出期間内に電子入札システムにより入札辞退届を提出するものとする。ただし、第8条第1項ただし書の規定により書面の指名通知書を受領した入札参加者にあつては、入札辞退届を直接持参又は郵送（郵送については入札書等の提出期間内に到着するものに限る。）により契約事務担当課あてに提出するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、入札参加者は、入札書の提出後にやむを得ない事由が生じたときは、開札前まで辞退することができる。

4 前項に定めるところにより入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を直接持参又は郵送（郵送については開札日の前日までに到着するものに限る。）により契約事務担当課あてに提出するものとする。

5 入札執行者は、入札書の提出後の辞退にやむを得ない事由があると認めないときは、入札辞退届を受理しないものとする。

6 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札の取りやめ等）

第19条 受領した入札書の数が2に満たない場合は、当該入札を取りやめる。

2 入札執行者は、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときその他必要があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

3 入札執行者は、入札参加者による連合、入札の妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

（開札）

第20条 開札は、指名通知書に示す日時及び場所において、電子入札システムにより行う。ただし、第13条第3項又は第4項の規定により書面により入札書等を提出した入札参加者がいる場合は、入札執行者は、開会を宣言した後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に登録された入札書と電子入札システムにより提出された入札書を一括して開札するものとする。

2 開札は、公開とし、入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。

3 第1項ただし書の規定による場合その他発注機関の長が入札事務の公正かつ適正な執行に支障が生じるおそれがあると認める場合は、入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときに、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わ

せて開札を行う。

(再度入札)

第21条 初度入札において落札者がいないときは、電子入札システムにより再度入札を行う。

2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において次の各号のいずれかに該当した者は、再度入札に参加することができない。

(1) 無効の入札をした者

(2) 最低制限価格の110分の100未満の価格の入札をした者

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、再度入札を行わないものとする。

(1) 再度入札に参加することができる者がいないとき。

(2) 予定価格又は設計金額を入札執行前に公表しているとき。

4 再度入札は、1回限りとする。

5 第13条第1項の規定にかかわらず、再度入札においては、工事費等内訳書の提出を求めない。

(入札の無効)

第22条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金が所定の率による額に達しない者がした入札

(3) 電子証明書を不正に使用した者がした入札

(4) 郵便、電報、電話又はファクシミリにより提出した者がした入札

(5) 市の指定する工事費等内訳書又は指名通知書において指定した書類を提出しない者がした入札

(6) 不備な工事費等内訳書を提出した者がした入札

(7) 工事費等内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札（工事費等内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差額が1万円未満の場合を除く。）

(8) 明らかに連合によると認められる入札

(9) 入札後に辞退を申し出て、その申出を入札執行者に受理された者がした入札

(10) 紙入札による場合で、次のいずれかに該当する入札をした者がした入札

ア 記名押印を欠くもの

イ 金額を訂正したもの

ウ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの

- エ 押印された印影が明らかでないもの
- オ 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
- カ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- キ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- ク 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(11) 前各号に定めるもののほか、指定した事項に反した者がした入札

- 2 前項第6号及び第10号オの規定にかかわらず、建設工事の工事費等内訳書について、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳の記載がない場合でも、直ちに入札を無効とはしない。

(落札者及び落札価格の決定)

第23条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者による当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 最低制限価格をあらかじめ設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 3 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

(くじによる落札者の決定)

第24条 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、入札参加者があらかじめ入札書に記入した任意の数値を用いて電子入札システムの電子くじを実施して、落札者を決定する。この場合において、第13条第3項又は第4項の規定により書面により入札書等を提出した入札参加者がいる場合は、入札執行者は、当該入札参加者が入札書に電子くじ入力番号として記入した任意の数値（当該数値の記入がなかった場合は、入札額の上位3桁の数値）を電子入札システムに入力して行うものとする。

(落札者決定の通知)

第25条 入札執行者は、落札者が決定したときは、その旨を電子入札システムにより入札参加者に通知する。また、落札者に対し、直ちにその旨を口頭又は電話により伝え、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

第3章 郵便入札の場合の手続

(指名の通知)

第26条 入札参加者への指名の通知は、指名通知書の郵送により行うものとする。

2 指名通知書には、入札に付する事項、入札日時、入札場所その他入札執行に関し必要な事項を記載するものとする。

(設計図書の配布)

第27条 入札参加者への設計図書の配布は、原則として、入札参加者が市のホームページから設計図書をダウンロードすることにより行うものとする。

2 入札参加者は、ホームページを利用して設計図書を閲覧することができない場合は、電子媒体を契約事務担当課に持参することで、電子ファイルの交付を受けることができる。

(設計図書に対する質問等)

第28条 配布された設計図書に対する質問等は、指名通知書に記載された期日までに、所定の様式により、指名通知書において指定した方法で行うものとする。

2 質問に対する回答は、指名通知書に記載された期日に、回答書を指名通知書において指定した方法で入札参加者に送付して行う。

(入札書等の提出方法)

第29条 入札参加者は、指名通知書に定めるところにより、入札書等を、指名通知書に定めた期間内に、次の方法により郵送で提出しなければならない。

(1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(2) 中封筒には、入札書を入れ、封かんの上、封筒の表面に、工事又は業務委託の件名及び入札参加者の商号又は名称を記載すること。

(3) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、工事費等内訳書及び指名通知書において指定した書類を入れ、封筒の表面に、「新座郵便局留」及び「入札書在中」を記入し、工事又は業務委託の件名、施行場所名、差出人住所、入札参加者の商号又は名称及び連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載すること。

2 郵送先は、新座郵便局留とする。

3 入札書等は、書留又は簡易書留のいずれかの郵送方法で提出し、提出期間内に郵送先（新座郵便局）に到達しなければならない。提出期間前又は提出期間

後に到達した入札書等は、理由の有無に関わらず受理しないものとする。

- 4 持参、ファクシミリ等による入札書は、受理しないものとする。
 - 5 1通の封筒に、2枚以上の入札書を入れてはならない。
 - 6 工事費等内訳書には、工事又は業務委託の件名、施行場所名、入札参加者の商号又は名称及び氏名を記載し、押印をしなければならない。
 - 7 契約事務担当課は、入札書等の到着確認の問い合わせには、一切応じない。
- (入札書等の不受理)

第30条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、受理しないものとし、当該入札参加者に、入札書等不受理通知書により通知するとともに、当該受理しない入札書等を原則として普通郵便で郵送するものとする。

- (1) 前条第3項に規定する取扱い以外の方法により郵送された入札書等
- (2) 指名通知書に示す提出期間内に到着しなかった入札書等
- (3) 外封筒に前条第1項第3号に規定する事項が記入されていない入札書等
- (4) 外封筒の表記について、誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等

(入札の辞退)

第31条 入札参加者が入札を辞退するときは、第18条の規定を準用する。この場合において、入札参加者が入札書の提出前に辞退するときは、入札参加者は、指名通知書に定めた入札書等の提出期間内に入札辞退届を直接持参又は郵送（郵送については入札書等の提出期間内に到着するものに限る。）により契約事務担当課あてに提出するものとする。

(入札執行調書への記載)

第32条 契約事務担当課は、入札執行調書を作成し、指名の取消しを受けた者を除くすべての入札参加者を記載するものとする。

(開札)

第33条 開札は、指名通知書に示す日時及び場所において行う。

- 2 開札は、公開とし、立会人1人以上を立ち合わせて執行するものとする。
- 3 立会人は、入札者又はその代理人のみ認めるものとし、当該立会人が欠けたときは、当該入札事務に関係のない職員に立ち合わせるものとする。
- 4 第20条第4項の規定は、郵便入札の場合の開札において準用する。

(再度入札)

第34条 初度入札において落札者がいないときは、初度入札から1日以上の間をおいて、再度入札を実施する。

- 2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において次の各号のいずれかに該当した者は、再度入札に参加することがで

きない。

- (1) 無効の入札をした者
 - (2) 最低制限価格の110分の100未満の価格の入札をした者
- 3 再度入札に参加できる者に対し、案件名、再度入札の日時及び入札書の提出期限を通知する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、再度入札を行わないものとする。
- (1) 再度入札に参加することができる者がいないとき。
 - (2) 予定価格又は設計金額を入札執行前に公表しているとき。
- 5 再度入札は、1回限りとする。
- 6 第29条第1項第3号の規定にかかわらず、再度入札においては、工事費等内訳書の提出を求めない。

(入札書の無効)

第35条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 中封筒がない入札書
- (2) 中封筒が封かんされていない入札書
- (3) 中封筒に第29条第1項第2号に規定する事項が記入されていない入札書
- (4) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (5) 発注機関名、商号若しくは名称又は押印のいずれかがない入札書
- (6) 発注機関名の記載が誤っている入札書
- (7) 金額の記入がない入札書
- (8) 金額を訂正した入札書
- (9) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書
- (10) 工事若しくは業務委託の件名又は施行場所名のいずれかが指名通知書と一致しない入札書
- (11) 工事若しくは業務委託の件名又は施行場所名のいずれかが記載されていない入札書
- (12) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (13) 市の指定する工事費等内訳書又は指名通知書において指定した書類を提出しない者が入札した入札書
- (14) 工事費等内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書（工事費等内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差額が1万円未満の場合を除く。）
- (15) 未記入など不備がある工事費等内訳書を提出した者が入札した入札書
- (16) 明らかに連合によると認められる入札書

(17) 入札後に辞退を申し出て、その申出を入札執行者に受理された者が入札した入札書

(18) 前各号に掲げるもののほか、指定した事項に反した入札書

2 前項第15号の規定にかかわらず、建設工事の工事費等内訳書について、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳の記載がない場合でも、直ちに入札を無効とはしない。

(くじによる落札者の決定)

第36条 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、落札決定を保留した上で、施行令第167条の9の規定により、当該同価の入札をした者又はその代理人に、当該同価の入札をした者又はその代理人が開札に出席していないときには、当該入札事務に関係のない職員に、くじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(落札者への通知)

第37条 落札者を決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に口頭又は電話により伝え、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

(電子入札の場合の手続の規定の準用)

第38条 第11条、第12条、第15条から第17条まで、第19条及び第23条の規定は、郵便入札の場合の手続に準用する。

第4章 雑則

(入札結果等の公表)

第39条 落札者の決定後は、速やかに、建設工事等に係る入札及び契約の情報に関する公表要領（平成13年3月30日市長決裁）第5条の規定に基づき、入札結果等を閲覧に供するものとする。

2 前項の公表までの間は、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

(契約書等の提出)

第40条 落札者は、交付された契約書に記名押印の上、契約書に定める保証を付して、落札決定の日から10日以内で指定された日までに契約事務担当課に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の確定)

第41条 契約は、発注機関の長と落札者が契約書に記名押印したときに確定す

る。

(議会の議決を要する契約)

第42条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和40年新座市条例第18号)の定めるところにより、議会の議決に付きなければならない建設工事又は製造の請負契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨の文言を付記した仮契約書を取り交わすものとする。

(異議の申立て)

第43条 入札参加者は、開札後、本要領、関係法令等に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることができない。郵便事故等により入札書等が開札場所に到達しなかった場合についても同様とする。

(談合情報があった場合の対応)

第44条 談合情報があった場合は、原則として新座市談合情報対応マニュアル(平成15年10月9日市長決裁)により対応する。

2 談合情報により入札参加者からの事情聴取の必要が生じたときは、開札日を延期し、入札書提出期限後に事情聴取を行うものとする。

3 前項の事情聴取を行うときは、工事費等内訳書のすべてを提出させるものとする。

(経営事項審査の受審の確認)

第45条 発注機関の長は、当該入札が建設工事に係るものである場合は、契約の相手方が契約を締結しようとする日の1年7か月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。)を受審しているか確認を行うものとする。ただし、当該建設工事の請負代金額が建築一式工事にあっては1,500万円未満、それ以外の工事にあっては500万円未満の場合は、この限りでない。

(公正な入札の確保)

第46条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

(その他)

第47条 この要領に定めるもののほか、建設工事の請負、建設工事に係る調査、設計及び測量の業務委託並びに土木施設の維持管理の業務委託に係る指名競争入札の実施に関し必要な事項は、契約事務担当課を所管する部の長が別に定める。

附 則

1 この要領は、決裁のあった日から実施する。

- 2 新座市建設工事等指名競争入札「郵便方式」試行要領（平成16年3月29日市長決裁）は、廃止する。
- 3 この要領の規定は、この要領の実施の日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用し、同日前に指名通知を行った指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月2日市長決裁）

- 1 この要領は、決裁のあった日から実施する。
- 2 改正後の新座市建設工事等指名競争入札実施要領の規定は、この要領の実施の日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用し、同日前に指名通知を行った指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月27日市長決裁）

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（平成29年12月28日市長決裁）

この要領は、平成30年1月1日から実施する。

附 則（令和元年9月27日市長決裁）

- 1 この要領は、令和元年10月1日から実施する。
- 2 改正後の新座市建設工事等指名競争入札実施要領の規定は、この要領の実施の日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用し、同日前に指名通知を行った指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和2年8月28日市長決裁）

- 1 この要領は、令和2年9月1日から実施する。
- 2 改正後の新座市建設工事等指名競争入札実施要領の規定は、この要領の実施の日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用し、同日前に指名通知を行った指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月25日市長決裁）

- 1 この要領は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 改正後の新座市建設工事等指名競争入札実施要領の規定は、この要領の実施の日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用し、同日前に指名通知を行った指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月31日市長決裁）

- 1 この要領中第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から実施する。
- 2 第2条の規定による改正後の新座市建設工事等指名競争入札実施要領の規定は、同条の規定の実施の日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用し、同日前に指名通知を行った指名競争入札については、なお従前の例による。